



事務連絡
令和3年2月5日

都道府県
各保健所設置市衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省
医政局総務課
医政局医事課
医政局看護課
健康局健康課予防接種室
職業安定局需給調整事業課

へき地の医療機関への看護師等の労働者派遣について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、医師、看護師等が行う医療関連業務については、原則として、労働者派遣が禁止されているところですが、今般、令和3年2月5日付け労働政策審議会職業安定分科会において、へき地にある病院、診療所等の医療機関への看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師（以下「看護師等」という。）の労働者派遣を可能とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」について、おおむね妥当との答申が出されました。

今後、上記答申を踏まえ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）を速やかに改正することを予定しておりますのでお知らせいたします。

改正の内容は、下記のとおりですが、改正後は、へき地にある新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種会場における看護師等の確保にも労働者派遣を活用できることから、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知し、必要に応じて準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 へき地の医療機関において行われる看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師の業務について、看護師等の人材確保の観点から、既にへき地の医療機関への派遣が認められている医師と同様の枠組みによりチーム医療に対する支障を回避しつつ、労働者派遣を可能とすること。

※ へき地の医療機関に看護師等を派遣する際の留意点等については、別途通知いたします。

2 看護師等の労働者派遣が可能となるへき地の範囲については、令和2年12月1日時点で別添のとおりであること。

なお、令和3年4月1日時点で改正する予定があること。

3 施行日は、令和3年4月1日を予定していること。